

○第5回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和2年9月4日（金）14：00～16：24

議事概要：

（1）農薬（シハロトリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、シハロトリン及びラムダ-シハロトリンの許容一日摂取量（ADI）を0.005 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.005 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

\* 殺虫剤で、りんご、キャベツ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準値設定の要請がされています。

（1）農薬（フラザスルフロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フラザスルフロンの許容一日摂取量（ADI）を0.013 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 除草剤で、ぶどう、みかん等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。